

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

記

1 和解の相手方

市内在住 女性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を10,070,000円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金のうち、概算払いした620,000円及び独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により支払われた2,250,000円を合わせた2,870,000円を差し引いた7,200,000円を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 平成21年12月22日 午前11時50分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市立小学校（教室内）
- (3) 事故の状況 学校の管理下である教室内での給食準備の時間中、複数児童が関わる中で相手方が右顔面を負傷し後遺障害を負ったもの